

# 結婚したときの各窓口のお知らせ

令和6年4月現在

ご結婚おめでとうございます

## 婚姻届 について



### 【届出に必要なもの】

#### ●本人確認書類

- ・ 1点で本人確認できるもの：官公庁が発行した顔写真付で身分が証明できるもの、個人番号カード、運転免許証、パスポート、障害者手帳、住民基本台帳カード（顔写真付き）など
- ・ 本人確認に2点必要なもの：健康保険証、年金手帳、介護保険証、学生証、社員証、住民基本台帳カード（顔写真なし） など

#### ●婚姻届出用紙

ご結婚されるお二人の署名、証人（成年二人）の署名

※市役所の開庁時間外に宿日直窓口に提出された場合には、本籍や住所等の確認ができないため、後日再来庁をお願いすることがあります。できるだけ平日に窓口での審査を済まされてから提出されることをお勧めします。

### 【届出ができるところ】 ※開庁時間外は市役所第2庁舎警備員室で24時間受付いたします。

#### ●市役所戸籍住民課 開庁時間：平日8時45分～17時15分

住所：千歳市東雲町2丁目34番地 TEL：24-0264（直通）

#### ●各支所 開庁時間：平日8時45分～17時15分

・ 向陽台支所（住所：千歳市若草4丁目13番地の1 TEL：28-6131）

・ 東部支所（住所：千歳市東丘824番地の121 TEL：21-3131）

・ 支笏湖支所（住所：千歳市支笏湖温泉3番地 TEL：25-2004）

※各支所ではできない手続きがありますので、詳細はお問合せ願います。

# 住所の手続き

転入・転出・転居の  
チェックシートも確  
認願います。

該当	手続済	手続きが必要な方	必要な手続き・必要なもの	窓口
		住所が変わる方	婚姻と同時に千歳市にお住まいになる方（転入）、市内でお引越される方（転居）、市外に引っ越される方（転出）はそれぞれ異動届出が必要になります。	第2庁舎 1階1番 戸籍住民課 戸籍住民係 TEL 24-0264  1階1-6番 主幹 (個人番号カード担当) TEL 24-0127 <small>※個人番号カードに關すること</small>
		同居中だが生計が別だった方	住民票上、別世帯で登録されている可能性があります。世帯合併の手続きのため、異動届出が必要になります。 必要なもの：本人確認書類	
		旧姓で印鑑登録をしていた方	旧姓の印鑑で印鑑登録している場合、自動的に登録廃止になります。再度登録が必要な場合は、新氏の印鑑で登録し直し願います。 必要なもの：本人確認書類、登録する印鑑（朱肉を使うもの）	
		旧姓併記をしたい方	所定の手続きが必要となります。詳しくは、戸籍住民係職員にお申し出願います。 必要なもの：婚姻後の戸籍謄本、本人確認書類	
		住民基本台帳カード 個人番号カード をお持ちの方	カードの券面記載事項変更等の手続きが必要です。 必要なもの：住民基本台帳カード 又は 個人番号カード、登録した暗証番号	
		個人番号通知カード をお持ちの方	法改正のため、氏名変更の記載を行うことはできません。	

# 年金・健康保険・医療助成・介護

該当	手続済	手続きが必要な方	必要な手続き・必要なもの	窓口
		国民年金を受給している方	届出について確認しますので、年金係へお越し願います。 ※共済年金のみを受給している方は共済組合へ届出	第2庁舎1階 1-5番 戸籍住民課年金係 TEL 24-0267
		国民健康保険(国保)に加入している方	国民健康保険被保険者証の記載に変更がある方は変更手続きが必要です。 必要なもの：変更前の国民健康保険被保険者証、限度額適用認定証などの各認定証（交付されている方のみ）	第2庁舎 1階2番 国保医療課 国保料係 TEL 24-0279
		国民健康保険から脱退する方	配偶者が加入している健康保険の扶養に入り、千歳市国保から脱退される方は脱退手続きが必要です。 必要なもの：加入先の健康保険証または資格取得証明書、国民健康保険被保険者証、限度額適用認定証などの各認定証（交付されている方のみ）	
		後期高齢者医療制度に加入している方	75歳以上の方、または65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方で、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方で姓など保険証の記載に変更がある方は変更手続きが必要です。 必要なもの：変更前の後期高齢者医療被保険者証	第2庁舎 1階2番 国保医療課 医療助成係 TEL 24-0289
		重度心身障がい者の医療費助成を受けている方	主たる生計維持者や受給者証の記載に変更がある方は変更手続きが必要です。 必要なもの：受給者証	
		子ども医療費受給者証をお持ちの方	主たる生計維持者や受給者証の記載に変更がある方は変更手続きが必要です。 必要なもの：受給者証	
		ひとり親家庭等の医療費助成を受けている方	ひとり親家庭等医療費受給者証の返納が必要です。 必要なもの：受給者証	
		未熟児養育医療券をお持ちの方	主たる生計維持者や医療券の記載に変更がある方は変更手続きが必要です。 必要なもの：医療券	
		介護保険証をお持ちの方	姓が変わる方は介護保険証の氏名変更が必要です。 必要なもの：変更前の介護保険証	第2庁舎 1階7番 高齢者支援課 介護保険係 TEL 24-0297

## 障がい

該当	手続済	手続きが必要な方	必要な手続き・必要なもの	窓口
		身体障害者手帳をお持ちの方	姓が変わる方は氏名変更が必要です。 必要なもの：身体障害者手帳、個人番号のわかるもの	第2庁舎 1階6番 障がい者 支援課 自立支援係 TEL 24-0327 FAX 23-6700
		療育手帳をお持ちの方	姓が変わる方は氏名変更が必要です。 必要なもの：療育手帳、印鑑 ※18歳未満の方はこども家庭課（1階3番）で手続き願います。	
		特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当を受給の方	姓や扶養義務者が変わる方は変更手続きが必要です。 必要なもの：個人番号のわかるもの	
		精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	姓が変わる方は氏名変更が必要です。 必要なもの：精神障害者保健福祉手帳、個人番号のわかるもの	
		自立支援医療受給者証をお持ちの方	姓が変わる方は氏名変更が必要です。 必要なもの：自立支援医療受給者証、健康保険証、個人番号のわかるもの	
		福祉サービス受給者証をお持ちの方	姓が変わる方は氏名変更が必要です。 必要なもの：福祉サービス受給者証、個人番号のわかるもの	

## 子ども

該当	手続済	手続きが必要な方	必要な手続き・必要なもの	窓口
		児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給の方	受給要件の確認が必要なため、窓口へお越し願います。	第2庁舎 1階3番 こども家庭課 こども家庭係 TEL 24-0328
		学童クラブ・ランドセル来館に入所している子がいる方	保護者の氏名・世帯の変更が必要です。 ※受付窓口にてご相談願います。	第2庁舎 1階3番 こども政策課 保育係 TEL 24-0340
		認定こども園・保育園などに入園している子がいる方	保護者の氏名・世帯の変更が必要です。 ※受付窓口にてご相談願います。	

## 税・料金

該当	手続済	手続きが必要な方	必要な手続き・必要なもの	窓口
		税・料などを口座振替されている方	口座名義等が変更になる場合は、手続きが必要です。 必要なもの：預金通帳、通帳の届出印 ※ 各担当課または市内金融機関の窓口でも手続きができます。 ※ ゆうちょ銀行の口座振替解約は、直接ゆうちょ銀行窓口で手続き願います。	第2庁舎 1階5番 会計課 TEL 24-0767
		上下水道契約がある方	姓などが変わる場合は、名義変更が必要です。 【お電話で手続きできます。】	水道局 料金センター TEL 24-3253

## その他

該当	手続済	手続きが必要な方	必要な手続き・必要なもの	窓口
		市営住宅にお住まいの方	市営住宅の入居者で姓が変わる方は、氏名変更の手続きが必要です。 必要なもの：世帯全員の住民票又は戸籍全部事項証明書	千歳市営住宅 窓口センター TEL 0800-800-1945

- ◆ 住民票・印鑑証明・戸籍謄抄本の交付は、市役所戸籍住民課および各支所等で次のとおり取扱いしています。  
市役所戸籍住民課および各支所：平日 8時45分～17時15分（土日祝及び12月29日～1月3日を除く）

\* 手続に関する情報は、千歳市のホームページにも詳しく掲載しています。  
千歳市ホームページアドレス <https://www.city.chitose.lg.jp/>

## 受理証明書について

### <受理証明書とは>

- 各種届出（婚姻、出生、死亡、離婚等）が受理されたことを証明します
- 戸籍に記載されるまでの間、その届出の証明が必要な時等に使われます
- 外国人の場合は、身分行為を証明するため等に使われます
- 対象となる方…千歳市で戸籍の届出を提出された方
- 申請期間…戸籍の届出の受理確認後に発行可能です（土日祝及び12月29日～1月3日を除く）
- 証明手数料…350円（普通紙、文字のみ、A4縦サイズ）  
1,400円（オリジナル婚姻届受理証明書及び賞状タイプ、上質紙、B4横サイズ）

### <注意点>

- 千歳市以外の自治体へ戸籍の届出を提出した場合には、千歳市では上記証明書の発行ができません。
- 日本に戸籍の届出を提出していない方の証明は発行できません。大使館等へお問合せ願います。